

小平市一般廃棄物処理基本計画（改訂）-概要版-

ごみ処理基本計画／生活排水処理計画／災害廃棄物処理計画

1. 一般廃棄物処理基本計画とは

廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理基本計画（ごみと資源物、汲み取り式便所のし尿のほか、災害廃棄物などの処理に関する基本計画）であり、さらなる廃棄物の減量と適正処理の方策を定めるものです。

2. 中間見直しの背景

小平市では、平成26年（2014年）3月に、平成34年度（2022年度）までを計画対象期間とする、小平市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

今回の改訂は、計画策定から4年を経過し、中間目標年度に達したことに伴う定期見直しです。

3. 計画対象期間及び目標年度

本計画対象期間は、平成26年度（2014年度）から平成34年度（2022年度）のうち、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とし、最終目標年度を平成34年度（2022年度）とします。



4. 計画理念

こつこつ小平「もったいない」が根づくまち

市民・事業者の皆さんのが3Rに向けた行動を進めていくことと合わせて、こつこつと着実に、私のまち小平を、「もったいない」が根づくまちにすることが、将来に向けて大切であるとの認識に立って、これを計画の基本理念としています。

5. 数値目標

本計画では、「排出物原単位」及び「処理ごみ量原単位」について数値目標を設定します。

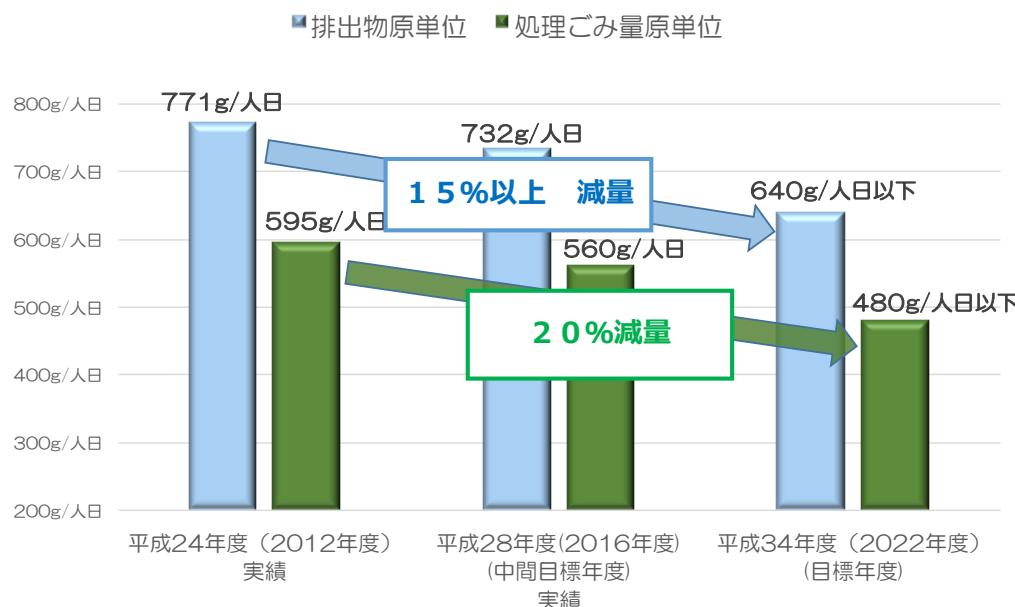
(1) 市民一人1日当たりごみ・資源物総量（排出物原単位）

市が関与するごみと資源物の総量を、市民一人1日当たりの量に換算したもので、廃棄物の発生抑制を計る数値です。

※平成24年度（2012年度）実績比で概ね10%減の690g/人日以下（最終年度）としていましたが、平成25年度（2013年度）からの4年間の減量実績を踏まえ、15%以上減の640g/人日以下（最終年度）とします。

(2) 市民一人1日当たりごみ量（処理ごみ量原単位）

家庭や事業所から排出されるごみ量の合計を、市民一人1日当たりの量に換算したもので、ごみの発生抑制とともに資源化品目の拡大と分別の徹底の効果を図る数値です。



6. これまでの取組

小平市では、平成5年度（1993年度）に、市内全域で古紙や古布、ビン、カンといった資源物の分別収集をスタートして以来、着実にリサイクルを推進してきました。平成25年度（2013年）の本計画策定以降については、小型家電リサイクルの実施、資源化品目の拡大、ごみ分別アプリの運用開始、食物資源循環モデル事業の規模拡大などを通じて、ごみの減量化を推進してきました。

7. 今後に向けた課題

今後的小平市における廃棄物減量と処理に係る課題として、従前からの課題と合わせて、計画の改訂に当たって、平成28年（2016年）11月に実施した実態調査（市民アンケート調査及びごみ組成分析調査）から見えてきた課題として、以下のものがあげられます。

- (1) 更なる意識の向上
- (2) 生ごみ・未利用食品の削減
- (3) プラスチック容器・雑がみなどの資源物の分別の推進
- (4) 施設の老朽化への対策
- (5) 家庭ごみ有料化・戸別収集等

8. 市が実施する施策

重点施策・個別施策については、継続して取り組んでいきます。

なお、改訂にあたり、追加した施策には、【新規】と記載しています。

重点施策

(1) 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上

市報やホームページ、ごみ分別アプリ等を通じた啓発を積極的に行います。

(2) 生ごみの減量（食物資源の資源化推進）

燃えるごみの多くの割合を占める生ごみについて、発生の抑制と再生利用の推進により、一層の減量を進めます。

(3) 食品ロスの削減の推進【新規】

食品ロスとは、まだ食べることができるのに捨てられてしまっている食品のことです。食品ロスについて、発生の抑制と再利用の推進により、一層の減量を進めます。特に「もったいない」を強くアピールして、広報やイベントなどを通じて啓発を行います。

(4) 容器包装プラスチックの資源化推進

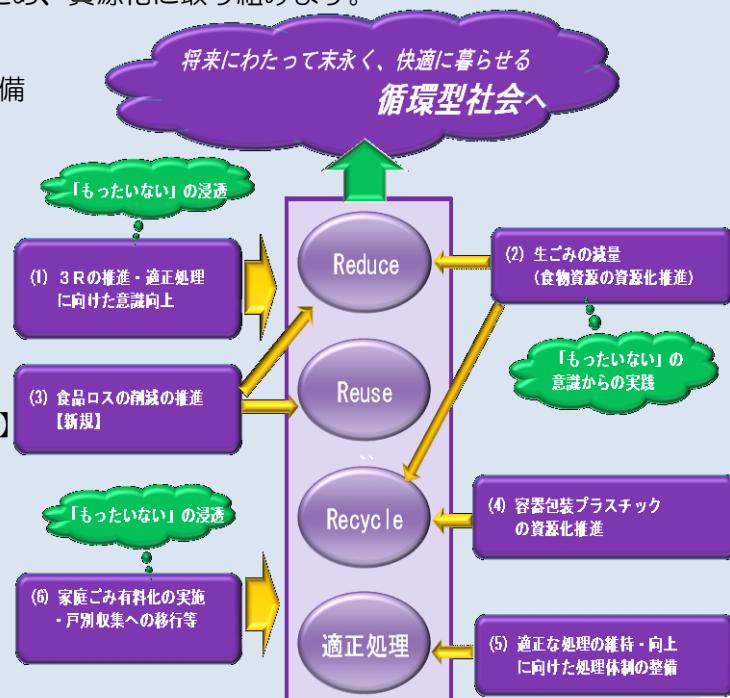
現在、資源化対象品目とすることができない軟質の物も合わせた、全量容器包装プラスチックについて、資源化の推進や分別のわかりやすさの向上などを図るため、資源化に取り組みます。

(5) 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備

- ① 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備
- ② (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の更新
- ③ (仮称) 新ごみ焼却施設の更新
- ④ 小平市リサイクルセンターの更新

(6) 家庭ごみ有料化の実施・戸別収集への移行等

- ① 家庭ごみ有料化の実施
- ② 戸別収集への移行
- ③ 効率的な収集・運搬体制・分別基準の見直し【新規】



個別施策

(1) 3R推進施策

- ① 3R推進のための市内小売店舗の取組の促進
- ② 不用品交換、リサイクルショップ、
レンタルサービス等の情報提供
- ③ 集団回収の促進
- ④ 小型家電リサイクルの促進
- ⑤ 陶磁器リサイクルの促進
- ⑥ せん定枝リサイクルの実施
- ⑦ その他の品目の資源化の検討
- ⑧ 小平・村山・大和衛生組合の構成3市共同の取組【新規】

- ⑨ 資源物の持ち去り行為対策
- ⑩ 事業系廃棄物対策（3Rの推進）
- ⑪ 事業者の取組の促進
(拡大生産者責任による適正処理の推進)【新規】
- ⑫ 一事業者としての市の取組の推進
- (2) 適正処理の維持・向上施策
 - ① 適正排出指導・不法投棄対策
 - ② 事業系廃棄物対策（適正処理）
- (3) 災害廃棄物対策

9. 重点施策の実施スケジュール



注1) この図は、(5) ①「小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備」の「稼働」を、平成31年度（2019年度）として、これに連動する他の施策の実施スケジュールの概略を図示したものです。

注2) 【新規】及び下線は、今回の改訂にあたり、追加・変更した内容です。

10. 生活排水処理基本計画

公共下水道に未接続の家庭に対しては、引き続き接続を促すとともに、今後も一定規模での残存が見込まれる仮設トイレ等のし尿について、適正に処理することができるよう、収集運搬と処理の体制を維持します。

11. 災害廃棄物処理計画 ※詳細：災害廃棄物処理計画（概要版案）

大規模な震災や台風等の巨大な風水害が発生した場合、多量に発生する災害廃棄物を迅速・安全に処理する体制を確保します。